



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 東京応化工業株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 阿久津郁夫  
コード番号 4186 (東証第一部)  
問 合 せ 先 広報部長 安生 洋己  
TEL. 044-435-3000

当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、当社が平成 21 年 6 月 25 日開催の当社第 79 回定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただきました「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を継続することについて、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の当社第 82 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）にて株主の皆様にご賛否をお諮りすべく議案を提出することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本対応方針の有効期間は本定時株主総会の終結の時までであることから、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、本対応方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定したものであります。

本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同を得られた場合、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成 27 年の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針の継続に関する本定時株主総会への議案付議につきましては、本日開催の当社取締役会において社外取締役 1 名を含む全取締役の賛成により決定されたものであり、社外監査役 2 名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、これに賛成する旨の意見を述べております。

本対応方針は、当社株式等の大規模な買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、当該買付行為そのものを阻止することを目的とするものではありません。

なお、本日現在、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模な買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

本対応方針の主要な変更点は、以下のとおりであります。

- ① 当社取締役会が大規模買付者に対して追加の情報提供を求める場合の期限（最長 60 日間）を設定いたしました。
- ② 当社取締役会が大規模買付者に対して求める大規模買付情報の内容を一部修正いたしました。
- ③ 当社取締役会が大規模買付者に対して求める大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルール不遵守と認定しないことを明記いたしました。

- ④ 大規模買付ルールが遵守されている場合に、例外的に対抗措置をとる場合について、所定の類型に該当するのみならず、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合に限ることを明確化いたしました。
- ⑤ 対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権を行使することができない者に対する現金交付を行わないことを明確化いたしました。
- ⑥ その他字句の整備、表現等の変更を行いました。

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下、「会社支配に関する基本方針」といいます。）

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、昭和15年の創業以来、「技術のたゆまざる研鑽」、「製品の高度化」、「社会への貢献」、「自由闊達」を経営理念として掲げ、顧客が満足する最高の製品とサービスを提供することにより、社会とともに発展していくことを目指し、常に新しい価値の創造に向かってチャレンジしてまいりました。また、当社は、長年にわたり国内外の顧客、取引先、従業員等のステークホルダー（利害関係者）と良好な信頼関係を築き上げてきたほか、独自に開発した新技術と蓄積した技術資源をダイナミックに組み合わせることにより当社のコア技術である微細加工技術を進化させるなど、当社の事業特性を十分に生かした経営を行うことで、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させてまいりました。

当社の企業価値の源泉であるステークホルダー（利害関係者）との関係や事業特性を十分に理解することなく、当社株式等の大規模な買付行為を行った後の当社の経営方針の安易な変更やいわゆる焦土化経営等により、ステークホルダー（利害関係者）との良好な関係が破壊され、新技術や技術資源が流出することは、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することとなりますため、これにつながる当該買付行為を行い、または行おうとする者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

当社取締役会は、当該買付行為に際し、当社株式等を売却するか否かは、最終的には、当社株式等を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えておりますが、当社の事業特性を十分に理解することなく当社の企業価値を向上させることは困難でありますので、株主の皆様が当該買付行為を評価する際、当該買付行為を行い、または行おうとする者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の当該買付行為に対する評価・意見等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

こうした考えの下、当社取締役会は、当該買付行為が行われる際に、当該買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために、当該買付行為を行い、または行おうとする者と交渉を行うことなどを可能にする仕組みを設け、当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合等には、法令および当社定款の許容する限度において相当と判断した対抗措置をとることが、株主の皆様から負託された当社取締役会としての責務であると考えております。

## 2. 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 企業価値向上への取組み

当社は、当社株主共同の利益および当社企業価値の持続的な確保・向上を図るため、「10年後の姿を見据えた機動的な仕組みを持つ「新生東京応化」を始動させる」をスローガンに掲げ、「新規事業の創出」、「既存事業の拡大」および「既存事業のリストラクチャリング」の3本柱により、企業力の強化と持続的な収益力の向上につながる取組みを進めております。

「既存事業のリストラクチャリング」につきましては、早期退職特別優遇措置の実施、国内外の生産拠点の統廃合、印刷材料事業の譲渡および不採算事業からの撤退等の大規模な「事業構造改革」を実行し、景気変動や市況変化に影響されない安定した収益構造への転換を図ってまいりました。

一方、成長戦略である「既存事業の拡大」と「新規事業の創出」につきましては、半導体関連材料等の当社の主力事業において、効率的生産やコスト低減等の諸施策を実行することに加えて、付加価値の高い新製品を新たな市場へ投入し続けることにより「既存事業の拡大」を推進させるとともに、「新規事業の創出」を目的とした組織を発足させ、シリコン貫通電極形成システム「ゼロニュートン<sup>®</sup>」や次世代太陽電池製造プロセス等、既存の事業領域に囚われない「新規事業の創出」を加速させております。これらの成長戦略を実行していくためには、効果的な経営資源の投入が不可欠であり、人材、設備および研究開発等への投資のみならず、他企業との積極的な事業提携等（M&A（合併・買収）を含みます。）も検討・推進する所存であります。

### (2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、創業以来の経営理念の下に掲げた「当社のコアコンピタンス<sup>1</sup>を強化し既存事業の拡大を行うとともに、新規事業を創出することにより、ステークホルダー（利害関係者）から高い信頼を寄せられる企業を目指す」という経営ビジョンを実現することが、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダー（利害関係者）に共通する利益の実現ならびに企業価値の向上につながるものと確信しており、この経営ビジョンの実現に向けて、経営の透明性、健全性ならびに意思決定の迅速化等による効率性の確保を目的としたコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと位置づけております。

こうした考えの下、当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮する一方、独立性を有する社外取締役の選任や執行役員制度の導入により経営監督機能の強化や意思決定の迅速化を図るほか、株主総会における議決権行使の円滑化に向けた取組みやコンプライアンス対応、リスク管理対応をはじめとする内部統制システムの充実に向けた取組みを進めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

## 3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

当社取締役会は、上記「会社支配に関する基本方針」に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を

<sup>1</sup> 競合他社が真似できない核となる競争能力を意味します。

十分に理解し、当社株主共同の利益および当社企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、これに反する者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。当社取締役会は、このような不適切な者により当社の財務および事業の方針が決定されることや、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損することにつながる当社株式等の大規模な買付行為を防止し、当該買付行為が行われる際に、株主の皆様が応じるか否かについて適切に判断できるようにするため、本対応方針を策定し、当該買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールとは、当該買付行為を行い、または行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）が当該買付行為に先立ち、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に当該買付行為が開始されるというものであります。

当社取締役会は、大規模買付者に対してこの大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付ルールに則り必要かつ十分な情報を受領した場合には、その内容を吟味し、当社取締役会としての見解を適時・適切に開示し、買付提案の受入れまたは代替案の提示等、その見解に基づく対応をとることといたします。また、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、一定の対抗措置をとることができるものといたします。

大規模買付ルールの内容は、以下のとおりであり、その概要につきましては、12 頁に記載の別紙 1「大規模買付ルールの概要」をご参照ください。

#### (1) 対象となる大規模買付行為

本対応方針は、以下のいずれかに該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付者は、あらかじめ本対応方針に定められる手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株式等保有割合<sup>4</sup>が 20%以上となる買付けまたはこれに類似する行為
- ② 当社が発行者である株式等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>7</sup>およびその特別関係者<sup>8</sup>の株式等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

<sup>2</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>3</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される「保有者」をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>4</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>5</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②および 13 頁に記載の別紙 2「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」注 11 において同じとします。

<sup>6</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>8</sup>金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 大規模買付情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）をご提供いただきます。

大規模買付情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を実施しようとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を実施する旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。

意向表明書には、①大規模買付者の名称および住所、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要、⑥大規模買付者が現に保有する当社株式等の数および今後取得予定の当社株式等の数、ならびに⑦大規模買付ルールに従う旨の誓約を日本語で記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後 5 営業日以内に、当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを日本語で作成し、大規模買付者に交付いたします。当初提供いただいた情報のみでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付者から追加の情報を提供していただくための合理的な期間（大規模買付情報のリストを交付した時点を起算日として最長 60 日間とします。）を定め、追加的に情報を提供していただくことがあります。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりであります。また、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様の判断のため、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（買収対価の種類・金額、買付けの時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株式等に関する担保設定状況、当社の資産または今後取得する当社株式等に関する担保設定予定、時期、取引の仕組み等を含みます。）
- ③ 買付価格の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑤ 大規模買付者に対する資金の供与者の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。）
- ⑥ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの基本的な経営方針および事業計画
- ⑦ 大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧ 当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他のステークホルダー（利害関係者）と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容
- ⑨ その他、当社取締役会または特別委員会が必要と判断する情報

### (3) 当社取締役会による検討・評価

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株式等の全ての買付けの場合には最長 60 日間は、その他の大規模買付行為の場合には最長 90 日間は、当社取締役会における検討、評価、交渉、意見形成および必要に応じて代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて特別委員会または外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件改善、代替案の提示または下記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置をとるか否かの判断を行うに至らない合理的に必要な理由がある場合に限り、特別委員会の勧告に従い、取締役会評価期間を延長することができます（延長の期間は最長 30 日間といたします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

### (4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法令および当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置につきましては、当社取締役会がその時点で相当と判断したものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要につきましては、13 頁から 14 頁までの別紙 2「新株予約権の無償割当てを行う場合の概要」に記載のとおりであります。新株予約権の取得の条件、新株予約権の行使期間および行使条件（大規模買付者およびそのグループは、当該新株予約権を行使できないものとするなど）その他の新株予約権の内容は、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも大規模買付情報の一部が提供されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守していないと認定することはしないものといたします。

#### ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主

の皆様への説得等を行う可能性は排除しないものの、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当し、結果として当社に回復しがたい損害をもたらすなど、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、対抗措置をとることがあります。

- (イ) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合（いわゆる、グリーンメーラー）
- (ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ハ) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の買収を行っている と判断される場合
- (ホ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません。）

## (5) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、ならびに大規模買付ルールが遵守された場合であっても当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するおそれがあるため一定の対抗措置をとるべきか否かにつきましては、当社取締役会が最終的に判断を行いますが、当社取締役会による恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

なお、特別委員会に関する規程の概要につきましては、15 頁に記載の別紙 3「特別委員会に関する規程の概要」を、また、本対応方針が株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合に選任を予定しております特別委員会の委員につきましては、16 頁から 17 頁までに記載の別紙 4「特別委員会の委員およびその略歴」をそれぞれご参照ください。また、特別委員会が行った勧告等、その判断の概要につきましては、適時・適切に情報開示を行います。

#### (6) 対抗措置発動の手続き

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正さを担保するために、以下の手続きを経ることといたします。

- ① 当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問いたします。
- ② 特別委員会は、この諮問に基づき、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対応方針に従って対抗措置の発動の是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。
- ③ 当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。
- ④ 当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、当社取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数により決定することといたします。また、当社取締役会は、特別委員会に諮問するとともに、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値に与える影響等を検討するものといたします。

#### (7) 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合または対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の中止または発動の停止を行うものといたします。

#### (8) 株主および投資家の皆様に与える影響等

##### ① 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものであるため、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か、大規模買付ルールを遵守した

場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断されるか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## ② 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社株主共同の利益および当社企業価値を守ることを目的として、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および東京証券取引所規則等に従って、適時・適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。仮に、別紙 2 の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき 1 個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、新株予約権の無償割当てにおいても、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様が保有する当社株式にかかる法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者およびそのグループにつきましては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損すると判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

なお、当社取締役会が、新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「(7) 対抗措置の中止または発動の停止」に記載のとおり当社取締役会が対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないこととなるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

## ③ 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、別紙 2 の内容の新株予約権の無償割当てが行われる場合には、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受けることとなります。

また、当社が取得の手続きをとる場合には、大規模買付者およびそのグループ以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなるため、当該新株予約権に

関する払込み等の手続きは必要ありません（ただし、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとらなかった場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。なお、その場合の払込み金は1株当たり1円等の名目的金額となる予定です。）。

ただし、この場合、当社は、かかる株主の皆様に対し、別途、ご自身が大規模買付者でないことなどを誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うこととなった際に、法令および東京証券取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

#### (9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止

本対応方針は、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に発効するものとし、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成27年の当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会または取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本対応方針は廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令改正、今後の司法判断の動向および東京証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本対応方針の変更は、都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うことといたします（法令改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の変更といった軽微な変更につきましては、特別委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて本対応方針を修正することがあります。）。

#### (10) 本対応方針の合理性

##### ① 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

##### ② 当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上の目的をもって継続されるものであること

本対応方針は、上記「3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）」に記載のとおり、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社株主共同の利益および当社企業価値を確保・向上させるという目的をもって継続されるものであります。

### ③ 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続されるものであります。また、上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本定時株主総会においてご賛同いただいた後も、その後の当社株主総会において変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本対応方針の継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

### ④ 独立性の高い社外者の判断を重視し、その判断の概要について情報開示を行うこと

当社は、上記「(5) 特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない社外者の中から選任された委員で構成され、当社取締役会は、その判断に際して特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。

また、当社は、特別委員会の判断の概要について株主および投資家の皆様に適時・適切に情報開示を行うこととし、当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

### ⑤ 合理的かつ客観的な発動要件を設定していること

本対応方針は、上記「(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

### ⑥ デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「(9) 本対応方針の有効期間、変更および廃止」に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとしております。従いまして、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の皆様ご意思が反映できることとしているため、本対応方針は、スローハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

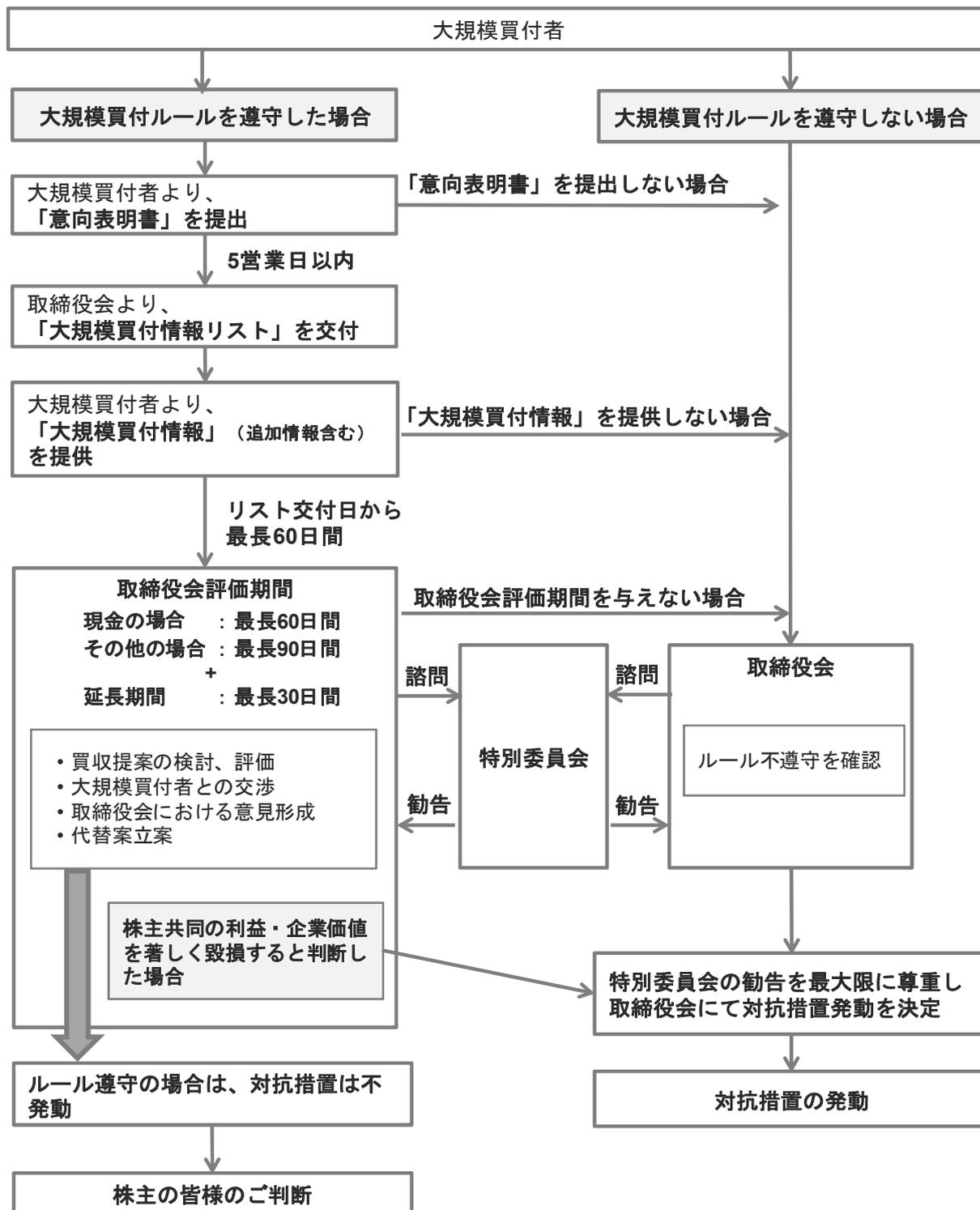
## (11) 参考資料

ご参考資料として、18頁に別紙5「当社の株式の状況（平成24年3月31日現在）」を添付しております。

以上

(別紙 1)

### 大規模買付ルール概要



(注) 本フローチャートは、大規模買付ルールの概要を分かりやすく表示したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご参照ください。

以上

(別紙 2)

## 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

### 1. 新株予約権の割当ての対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社株式（ただし、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当期日における当社の最終の発行済株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

### 4. 新株予約権の払込金額

新株予約権の無償割当てを行うため、払込みを要しない。

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>9</sup>、②その共同保有者<sup>10</sup>、③特定大量買付者<sup>11</sup>、④その特別関係者、もし

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会が認めた者をいう。

<sup>10</sup> 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者および同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株式等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいう。以下本注において同じとする。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合とその者の特別関係者の株式等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。

くは⑤ 上記①から④までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥ 上記①から⑤までに記載の者の関連者<sup>12</sup>は、新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 当社が当社普通株式を対価として新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（ただし、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、別途調整がない限り当社普通株式1株を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。なお、上記「7. 新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使することができない者に対し、その者が有する新株予約権の対価として現金の交付を行わないものとする。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社は、当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合その他当社取締役会において別途定める場合には、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

#### 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、当社が無償で新株予約権を取得することができる事由および取得の条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

---

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、特別委員会の同意の下、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

(別紙 3)

### 特別委員会に関する規程の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的な判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員（以下、「委員」という。）は、3名以上5名以内とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社および当社取締役との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、当社社外監査役、当社補欠監査役（ただし、社外監査役の要件を満たす者）ならびに社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、またはこれらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任する。
3. 特別委員会は、互選により委員長を定め、委員長は特別委員会の議長となる。
4. 特別委員会は、委員長が招集するものとし、各委員は委員長に対して特別委員会の招集を請求することができる。
5. 特別委員会の勧告決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行う。また、勧告決議が可否同数のときは、議長がこれを決する。
6. 特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、本対応方針に従って、対抗措置発動の是非について判断し、当社取締役会に対し勧告を行う。また、特別委員会は、大規模買付行為に係る当社取締役会からの諮問に対して勧告を行う。勧告にあたっては、当社株主共同の利益および当社企業価値を著しく毀損するか否かの観点から判断するものとし、自己または当社取締役の利益を図ることを目的としてはならない。なお、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重する。
7. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人または従業員に対し、情報の提供または特別委員会への出席を求めることができる。
8. 特別委員会は、その判断が当社株主共同の利益および当社企業価値の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができるよう要請することができる。

以 上

(別紙 4)

特別委員会の委員およびその略歴

(五十音順)

氏 名 (生年月日)	略 歴
ぎょう だ はる ひこ 行 田 治 彦 (昭和 21 年 5 月 21 日生)	昭和 45 年 5 月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 平成 13 年 6 月 同社取締役 平成 14 年 10 月 同社常務執行役員 (平成 16 年 6 月まで) 平成 16 年 6 月 株式会社東京海上ヒューマン・リソーシズ・アカデミー (現株式会社東京海上日動 HRA) 代表取締役取締役社長 平成 19 年 6 月 日本アウダテックス株式会社 代表取締役取締役社長 平成 21 年 6 月 当社監査役 (社外監査役) 現在に至る
こ すぎ たけ お 小 杉 丈 夫 (昭和 17 年 3 月 23 日生)	昭和 43 年 4 月 大阪地方裁判所判事補 昭和 49 年 5 月 弁護士登録 (東京弁護士会所属) 昭和 49 年 6 月 松尾法律事務所(現弁護士法人松尾綜合法律事務所) 入所 現在に至る 平成 21 年 6 月 株式会社東芝 取締役 (社外取締役) 現在に至る 平成 22 年 6 月 富士フィルムホールディングス株式会社 監査役 (社外監査役) 現在に至る
ふじ わら けん いち 藤 原 憲 一 (昭和 15 年 1 月 14 日生)	昭和 45 年 5 月 公認会計士登録 昭和 51 年 4 月 監査法人サンワ事務所(現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 平成 5 年 6 月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 代表社員 (平成 17 年 6 月まで) 平成 17 年 7 月 公認会計士藤原憲一事務所 所長 現在に至る 三井倉庫株式会社 監査役 (社外監査役) 平成 21 年 6 月 株式会社新銀行東京 監査役 (社外監査役) 現在に至る
まき の じ ろう 牧 野 じ 郎 (昭和 14 年 9 月 10 日生)	昭和 42 年 12 月 株式会社牧野フライス製作所入社 昭和 60 年 6 月 同社代表取締役取締役社長 現在に至る 平成 18 年 6 月 当社取締役 (社外取締役) 現在に至る

氏 名 (生年月日)	略 歴
むろ 室 (昭和 28 年 1 月 13 日生)  ゆき 幸  お 夫	昭和 50 年 4 月 三菱信託銀行株式会社(現三菱 UFJ 信託銀行株式会社) 入社 平成 15 年 6 月 同社執行役員 (平成 17 年 6 月まで) 平成 16 年 4 月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ (現株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ) 執行役員 (平成 17 年 5 月まで) 平成 17 年 6 月 三菱信情報システム株式会社 (現三菱 UFJ トラストシステム株式会社) 代表取締役取締役社長 平成 18 年 6 月 三菱電線工業株式会社 常勤監査役 (社外監査役) 平成 22 年 6 月 菱信ディーシーカード株式会社 代表取締役取締役社長 現在に至る 平成 23 年 6 月 当社監査役 (社外監査役) 現在に至る

- (注) 1. 行田治彦および室 幸夫の両氏は、当社の社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 藤原憲一氏は、当社の補欠監査役 (補欠の社外監査役) であります。なお、同氏が社外監査役に就任される場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 牧野二郎氏は、当社の社外取締役であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 上記各氏と当社および当社取締役との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以 上

(別紙 5)

当社の株式の状況 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数 197,000,000 株
2. 発行済株式の総数 46,600,000 株
3. 株 主 数 9,149 名
4. 大 株 主 (上位 10 名)

氏名または名称	保有株式数(千株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,399	5.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,908	4.10
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,826	3.92
エムエルピーエフエス カストディー アカウント	1,495	3.21
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,207	2.59
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,026	2.20
公益財団法人東京応化科学技術振興財団	984	2.11
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	953	2.05
三 菱 U F J キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	860	1.85
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	857	1.84

(注) 当社は、自己株式を 1,595 千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

以 上